

## 保育所等利用調整基準

保育所等の利用調整は、提出された書類により「1. 基本指数」と「2. 調整指数」により世帯の指数を決定します。この「世帯の指数」が高い方より、入園を内定します。  
 なお、「世帯の指数」が同点の場合は、「3. 同一指数世帯の優先順位」により順位付けを行います。

1. 基本指数(保護者の状況)						
類型	細目			指数	保育を利用できる期間	
就労	居宅外労働 (就労場所が居宅以外にある場合)	月20日以上 (週5日以上)	7時間(週35時間)以上の就労を常態	20	最長 就学前まで	
			6時間(週30時間)以上の就労を常態	19		
			5時間(週25時間)以上の就労を常態	18		
			4時間(週20時間)以上の就労を常態	15		
		月16日以上 (週4日以上)	7時間(週28時間)以上の就労を常態	18		
			6時間(週24時間)以上の就労を常態	17		
			5時間(週20時間)以上の就労を常態	15		
			4時間(週16時間)以上の就労を常態	13		
		月12日以上 (週3日以上)	7時間(週21時間)以上の就労を常態	16		
			6時間(週18時間)以上の就労を常態	14		
			5時間(週15時間)以上の就労を常態	12		
			4時間(週12時間)以上の就労を常態	11		
		上記以外で月48時間以上を常態として就労する場合				10
居宅内労働 (就労場所が居宅にある場合)	中心者	居宅外労働に同じ		9~19		
	協力者 (内職含む)	居宅外就労の指数より1点減算する				
出産	出産前後(出産予定日6週間前(多胎出産は14週間前)から出産8週間後まで)で保育が必要な場合			14	最長5か月	
疾病 負傷	入院(概ね1か月以上)			20	必要な期間	
	居宅内	常時臥床の場合		20		
		週3日以上かつ概ね1か月以上の通院を要する場合		16		
		上記以外の一般療養(概ね1か月以上)		12		
障がい	身体障害者手帳 1・2級、愛の手帳1~3度、精神障害者保健福祉手帳1~3級			20		
	身体障害者手帳 3級、愛の手帳 4度			16		
	身体障害者手帳 4級			12		
親族の 介護 ・ 看護	同居	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の親族を昼間4時間以上介護・看護している場合	週5日以上(月20日以上)	20		
			週4日以上(月16日以上)	18		
			週3日以上(月12日以上)	16		
		要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度の親族を昼間4時間以上介護・看護をしている場合	週5日以上(月20日以上)	18		
			週4日以上(月16日以上)	16		
			週3日以上(月12日以上)	14		
上記以外の者を週3日以上かつ昼間4時間以上介護、又は看護している場合			12			
同居以外	[同居親族の介護・看護] 指数より1点減算する		11~19			
災害 復旧	火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育が必要な場合			20		
求職中	求職活動のために昼間外出を常態としている(起業準備を含む)			生計中心者	9	90日
				その他	7	

1. 基本指数(保護者の状況)						
類型	細目			指数	保育を利用できる期間	
就労内定・就労拡大	月20日以上 (週5日以上)	7時間(週35時間)以上の就労を常態		18		
		6時間(週30時間)以上の就労を常態		17		
		5時間(週25時間)以上の就労を常態		16		
		4時間(週20時間)以上の就労を常態		13		
	月16日以上 (週4日以上)	7時間(週28時間)以上の就労を常態		16		
		6時間(週24時間)以上の就労を常態		15		
		5時間(週20時間)以上の就労を常態		13		
		4時間(週16時間)以上の就労を常態		11		
	月12日以上 (週3日以上)	7時間(週21時間)以上の就労を常態		14		
		6時間(週18時間)以上の就労を常態		12		
		5時間(週15時間)以上の就労を常態		10		
		4時間(週12時間)以上の就労を常態		9		
	上記以外で月48時間以上の就労を常態			8		
就学技能習得	昼間、次に定める学校等への通学または通所を常態とする場合 ①学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校 ②国、東京都もしくは市町村が設置する職業訓練施設またはこれに準ずる技能施設 ③就労または事業開始に必要な資格または技能の習得のための専修学校	月20日以上 (週5日以上)	7時間(週35時間)以上を常態		18	必要な期間
			6時間(週30時間)以上を常態		17	
			5時間(週25時間)以上を常態		16	
			4時間(週20時間)以上を常態		13	
		月16日以上 (週4日以上)	7時間(週28時間)以上を常態		16	
			6時間(週24時間)以上を常態		15	
			5時間(週20時間)以上を常態		13	
			4時間(週16時間)以上を常態		11	
		月12日以上 (週3日以上)	7時間(週21時間)以上を常態		14	
			6時間(週18時間)以上を常態		12	
			5時間(週15時間)以上を常態		10	
			4時間(週12時間)以上を常態		9	
		上記以外で月48時間以上の通学又は通所を常態			8	
社会的養護	社会的養護が必要な場合			40		
不存在	父または母が死亡、離婚、その他の状況により不存在と認められる場合			20		
上記の掲げる事項以外の事項で、特に保育が必要と認められる場合				6~20		

## 《注意点》

### 【全体】

- 1 「基準日」は、入所希望月の書類提出締切日です。
- 2 基準日の状況が入所月も引き続いているものとして審査します。
- 3 「保育を利用できる期間」は、支給認定期間とは異なる場合があります。

### 【基本指数(保護者の状況)】

- 1 保護者それぞれの状況について、指数付けを行います。
- 2 同一人に複数の要件(類型)があっても、異なる要件(類型)の指数を合算することはありません。指数の高い要件(類型)で指数付けを行います。
- 3 中野区民で保育所等において保育士又は保育教諭(有資格者)として週30時間以上の就労を予定している保護者は「上記の掲げる事項以外の事項で、特に保育が必要と認められる場合」に該当します。ただし、転園申込みのときは該当しません。

### 【類型(就労)】

- 1 「就労」には、産休・育休取得者を含みます。
- 2 「就労時間」は、休憩時間を除いて、就労している時間です。  
いずれの「就労」においても、月48時間以上の就労が条件となります。
- 3 自営業以外の方は就労証明書の就労時間中に労働基準法の休憩時間(就労時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間)を取得しているとみなし、休憩を除いた時間を就労時間とします。
- 4 「居宅内労働」とは、「自営業の中心者および協力者で居宅にて就労」「内職就労」「在宅勤務」です。
- 5 「居宅内労働の中心者」は、事業主または法人経営者の方です。  
「居宅内労働の協力者」は、「居宅内労働の中心者」以外の方です。

### 【類型(親族の介護・看護)】

介護・看護している親族が要介護3～5、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度以外の方は、「上記以外の者を週3日以上かつ昼間4時間以上介護し、又は看護している場合」と同等とみなします。

### 【類型(求職中)】

就労内定に掲げる内定条件以外の就労内定の方については、求職中で利用調整いたします。

### 【類型(就労内定)】

就労中で就労日数・時間の増加予定の方については、「就労」か「就労内定」のどちらかで指数を付けます。

※「就労内定」として利用調整する場合は、申込み時確認シートの「就労内定(就労拡大予定)」で申込みをされた方の確認欄のチェックと就労証明書での就労拡大予定の証明が必要です。

### 【育児休業・育児短時間勤務を取得している場合】

- 1 「育児休業」は育児・介護休業法に基づく休業をいい、基本指数は「就労(類型)」となります。なお法律に基づかない育児休業は、基本指数「求職中」とします。確認のため、育児休業給付金等の証明書の提出を依頼する場合があります。
- 2 「居宅外労働」で育児短時間勤務を取得し、月48時間以上の就労を常態としている場合は、通常の就労時間により指数付けを行います。

2. 調整指数		
区分	要件	指数
保護者 単位	① 3か月以上(月48時間以上)の就労を継続している場合	1
	② 就労の証明内容に対して、勤務実績および収入実績(最低賃金を基に算定)に整合性がない場合	-4
	③ 転入予定がない区民以外の入所申込みで、父または母の勤務地が中野区内にある場合	-4
	④ 転入予定がない区民以外の入所申込みで、父または母の勤務地が中野区内にない場合	-8
	⑤ 中野区民で保護者が保育所等(認可保育所・区立保育室・認定こども園・地域型保育事業)において保育士又は保育教諭として週30時間以上の就労している場合又は就労内定の場合 ※転園申込みには適用しない	3
世帯 単位	① ひとり親世帯(死亡、離婚、未婚)	3
	② ひとり親に準ずる世帯(行方不明、拘禁中、離婚調停中、単身赴任等)	1
	③ 生活保護世帯	2
	④ 転入予定者として入所申込みをしている世帯	-1
	⑤ 3か月以上保育料を滞納している世帯	-8
	⑥ 保育を行うことができる18歳以上65歳未満の児童の祖父母もしくは兄弟が同居している場合	-1
児童 単位	① 年齢上限のある区内の認可保育所・区立保育室・地域型保育事業からの転園(最終年齢クラス在籍児童のみ)	3
	② 現在、兄弟姉妹が複数園にわたって入所していて、他の兄弟姉妹が現に利用している保育所等への転園により同一園とする場合	2
	③ 兄弟姉妹が既に入所している園に入所申込みをする場合(兄弟姉妹の在園中のみ)	2
	④ 認可外保育施設等(認証保育所、ベビーホテル、社内託児所(地域型保育事業除く)、ベビーシッター(都道府県知事等に届け出のある事業)、幼稚園等)を有料で月48時間以上利用することを常態としている場合 ※保護者が育休・求職中は加算しない ア.引き続き預けている期間が6か月以上	2
	イ.引き続き預けている期間が3か月以上	1

2. 調整指数		
区分	要件	指数
児童 単位	⑤ 出産休暇・育児休業取得により、中野区の保育所等を一度退園し、育児休業終了に伴い、退園した児童と育児休業にかかわる児童が、退園(月の末日)から1年以上経過後、同時に申込み(申込締切日を基準) ※ただし加算は、入所申込みより1年間以内に限る。	5
	⑥ 社会的養護が必要な場合	1~20
	⑦ 集団保育が可能な障がい児の場合 (障害手帳がある場合)	2
特例	区長が特に配慮を必要と認める場合	1~10

3. 同一指数世帯の優先順位	
1	中野区民(転入予定者を含む)
2	基本指数の高い世帯
3	ひとり親世帯(ひとり親に準ずる世帯も含む)
4	生活保護世帯
5	多子世帯(利用申込児童のほかに就学前の児童がいる世帯)
6	中野区に転入後も自宅から2km以上にある区外の保育所等に引き続き通園し、区内の保育所等に転園を申込みしている世帯
7	保護者の基本指数(類型)により、(1)疾病負傷・障がい (2)介護・看護 (3)就労 (4)その他とする
8	保育料階層が低位の世帯
9	税額が低位の世帯

#### 【調整指数(児童単位)】

「⑤育児休業取得により、中野区の保育所等を一度退園した場合の再申込み」の加点期間は、入園希望月から1年以内となります。  
(例) 2021年4月入園申込みをした場合、2022年2月入園申込みまで加点します。

#### 【調整指数(特例)】

- 中野区民が区外の保育所等に通園し、翌年度引き続き通園ができない場合は5点加点いたします。
- 以下の場合は2点加点いたします。  
(1) 年齢上限のある区内の保育所等(認可保育所・地域型保育事業・区立保育室)からの転園(最終クラス在籍児童のみ)  
※調整指数の「児童単位①」の他に特例が適用されます。  
(2) 中野区に転入後も自宅から2km以上にある区外の保育所等(認可保育所)に引き続き通園している場合
- 認定こども園みずのとうの取り扱い  
区外居住者の調整指数「保護者単位④⑤」「世帯単位④」の減点はありません。
- 認定こども園の取り扱い  
認定こども園の場合、園児(幼稚園の利用)の保護者が就労等の状況変化により「保育の必要性の認定」を申請した際には継続性の観点から調整指数の「特例」として加算します。
- 徳田保育園の取り扱い  
練馬区居住者の調整指数「保護者単位④⑤」「世帯単位④」の減点はありません。
- 区立保育室の取り扱い  
2021年2月入所利用調整までは、区立保育室からの転園の場合、5点加点いたします(調整指数の「児童単位①」と調整指数(特例)2の(1)を適用)。

#### 【同一指数世帯の優先順位】

「8. 保育料階層が低位の世帯」「9. 税額が低位の世帯」の階層と保育料は以下のとおりです。

- 2021年8月入所の利用調整までは、2020年度区民税を適用
- 2021年9月入所の利用調整からは、2021年度区民税を適用

※この基準で保育所等とは、認可保育所・区立保育室・認定こども園(保育園の利用)・地域型保育事業を指します。

※保育所等利用調整基準は毎年見直しをしています。変更がある場合は、中野区のホームページや2021年8月発行予定の「中野区保育所等のご案内」でお知らせします。